

◎新潟県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 板倉直江津線
- 2 供用開始の区間
上越市大字大日字南角橋158番3から同市大字富岡字高見3366番5まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月12日